

富山県環境科学センター研究倫理委員会規程

平成 19 年 11 月 5 日 制定

平成 28 年 3 月 15 日 全部改正

(設置)

第 1 条 「富山県環境科学センター研究倫理規準」に基づき、富山県環境科学センターに研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 研究倫理に係る事案に関すること。
- (2) 研究倫理に係る研修に関すること。
- (3) 競争的研究資金等の適正な運営・管理に関すること。
- (4) 競争的研究資金等の不正行為の防止に関すること。
- (5) その他研究倫理に関すること。

2 委員会は、調査審議した結果について関係者に通知するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 総務課長
- (4) 大気課長
- (5) 水質課長
- (6) 生活環境課長
- (7) その他所長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第 5 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、違反行為のうち重大なものに関する議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上で決するものとする。

- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 5 委員は、自己の違反行為に関する議事に加わることはできない。
- 6 会議は、非公開とする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月15日から施行する。